

「母子父子寡婦福祉資金」貸付制度のご案内

平成26年4月1日から申し込み先が大阪府から枚方市へ変更になっています。

「母子父子寡婦福祉資金」貸付制度とは？

「母子父子寡婦福祉資金」貸付制度は、ひとり親家庭並びに寡婦の経済的自立を図るための用途(子どもの修学や就学支度、母親・父親自身の技能習得や転宅など)のために資金を貸付する制度です。

貸付申請書を貸付窓口で受理する前に貸付の目的となる事業計画等に着手した場合や、学校の入学金等を既に納入した場合等は、貸付が出来ません。必ず事前に貸付申請書を枚方市役所へ提出してください。

貸付対象者

貸付の対象となる方は、母子家庭の母及び父子家庭の父と、寡婦(配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった方)です。ただし、寡婦と40歳以上の配偶者のない女子で、現に子を扶養していない方の場合、特別な事情のないときは、前年の所得(控除後)が2,036,000円以下の場合に限り貸付の対象となります。

一部の資金(就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金)については、償還能力のある第三者等を連帯保証人とした場合、子ども自身が貸付対象者となることもあります。

連帯保証人(法的に借主と同じ立場で支払義務があります)について

ご利用される資金によっては、連帯保証人をたてることによって無利子貸付とすることができます。

資金の利用方法(子どもが借主になる場合など)によっては、連帯保証人をたてる必要があります。その際は、直接、連帯保証人に意思確認させていただきますので、連帯保証人にご説明ください。ただし、保証能力のない方を連帯保証人とすることはできません。

償還について(重要！！)

申請書提出時に返済(償還)計画書に記載された償還期間内に、元利均等払いの方法により返済していただきます。この福祉資金については、貸付を受けられた方々からの償還金を主な財源として運用しており、予定どおり入金されないと資金に不足が生じ、貸付を必要とされる方に貸付できなくなりますので、必ず償還期日までに返済してください。万一、償還期日までに入金されない場合、一括返済や、連帯借主・連帯保証人への督促、法的手段(裁判所への支払督促申立て、強制執行による給与差押え)等を講じることになります。また、延滞した元利金額につき、年5%の割合をもって、支払期限の翌日から支払日までの日数により日割計算した違約金を徴収します(平成27年3月31日以前の滞納分については年10.75%の割合)。

★償還方法・相談先について

- ① 償還は口座振替・自動払込でお願いしています。口座振替・自動払込ができるのは、枚方市役所の取扱金融機関等(別紙「口座振替・自動払込のご案内」をごらんください)の本支店の普通預金口座です。これらの金融機関等に口座をお持ちでない方は、お手数ですが、この機会に口座を開設していただきますようお願いいたします。
- ② 住所の変更、借主、連帯借主、連帯保証人の状況に変化等あれば、必ずお知らせください。
- ③ 資金の償還についてのご相談がある方は、枚方市までご連絡ください。

中核市移行に伴い、平成26年4月1日より、母子父子寡婦福祉資金の業務は枚方市が行っています。

■平成26年3月31日以前に大阪府で貸付を受けたかた又は償還中のかた

継続貸付中のかたは枚方市で引き続き貸付を行っています。償還先は枚方市となります。

■平成26年4月1日以降貸付をご希望のかた

貸付けの申し込み先は枚方市です。事前相談が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

貸付にあたっての注意事項等

- ① この貸付制度は、母子家庭の母・父子家庭の父や寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子の福祉を増進するためのものであり、貸付の必要性・借受けの意思等を確認した上で、必要とされる場合にお貸しする貸付金です。必ずご本人自身でご相談、申し込み等を行ってください。
- ② 修学・技能習得等同一目的で、他制度の助成・給付・貸付等を受けている場合は必ず申し出てください。(他制度との重複貸付はできません)
- ③ 資金を借受けの目的(申込み内容も含む)以外に使用したとき、偽り(虚偽の説明等)その他不正な手段により貸付を受けたとき、あるいは申し込み時の予定・計画と異なるときなどや、貸付目的を達成する見込みがないと認められるときは、ただちに貸付を停止し、速やかに一括償還していただきます。

ご案内にあるものは、制度の一部です。詳しくは、お問い合わせください。

貸付の決定と資金の交付について

事前相談・申請書提出後、枚方市において必要性和償還能力を審査した結果、貸付が認められた方に対し、貸付決定通知書や借用証書などの書類をお渡しします。借用証書等に必要事項を記載のうえ、貸付相談窓口へ提出していただき、書類等に不備がなければ、貸付金を交付します。

1 貸付申し込み

市役所子ども総合相談センターで、貸付の相談をお受けしています。その際に、貸付制度の説明や必要書類の説明をさせていただきます。申し込みを行う前には、必ず相談を行っていただく必要があります。

★相談時間 平日：月曜日～金曜日 9時から17時30分まで

※窓口が混雑することも予想されますので、事前にご予約いただくことをお勧めします。

★貸付申請に必要な書類

貸付申請書、戸籍謄本、償還計画書、収入を証明する書類など。詳細は窓口でご案内します。

2 貸付決定

申し込みを適当と判断した場合、貸付決定通知書、借用証書、交付請求書及び償還のための「口座振替依頼書・自動払込利用申込書(母子寡婦福祉資金貸付金)」をお渡しします。借主と連帯借主及び連帯保証人は、自筆で署名・押印した借用証書、印鑑登録証等を提出していただくとともに、償還のために口座振替・自動払込の手続きをしていただく必要があります。また、同時に面談等で連帯保証人の意思確認を行います。

3 貸付金の交付

借用証書・交付請求書等を提出していただき、内容を確認した後、借主が事前に届けた金融機関等の普通口座(本人名義に限る)に貸付金を振り込みます。

4 その他

★継続手続き・・・修学資金、技能習得資金、生活資金、修業資金について、貸付を行う期間が複数年にまたがる場合、毎年4月に継続手続きを行っていただく必要があります。届け出をしないと4月以降の貸付を受けることはできません。

★貸付金の上限金額は法律により、決まっています。(詳しくは、別添の表をご覧ください。)

【問 合 せ 先】 〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1-20

枚方市役所 子どもの育ち見守りセンター

地域連携グループ ひとり親担当

TEL 050-7102-3227 (直通)